

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月16日

【四半期会計期間】 第39期第1四半期(自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日)

【会社名】 株式会社メガネスーパー

【英訳名】 MEGANESUPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 崎 尚 彦

【本店の所在の場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期累計期間	第39期 第1四半期累計期間	第38期
会計期間	自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日	自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日	自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日
売上高 (千円)	3,784,692	3,557,574	14,911,237
経常損失 () (千円)	617,707	516,954	2,450,874
四半期(当期)純損失 () (千円)	663,262	687,135	2,627,504
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	502,679	2,468,455	2,068,455
発行済株式総数 (株)	60,600,345	155,379,766	155,379,446
純資産額 (千円)	1,873,532	622,064	93,794
総資産額 (千円)	12,402,765	11,341,983	12,469,325
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 () (円)	33.35	12.47	32.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	15.1	5.5	0.8

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社で営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度決算において、ライセンス・オフリング及び第三者割当による新株予約権の発行・行使、デット・エクイティ・スワップ並びに第三者割当による種類株式の発行等による増資により、債務超過を解消しております。一方、当第1四半期会計期間において、前述の通り、687百万円の四半期純損失を計上しております。当該状況により、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在していると認識し、当該状況を解消すべく、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合及び当社の長期連帯株主である同組合がサービスを提供するファンドから経営支援を受け、引き続き事業再生を推し進めております。

当該事象又は状況を解消するための対応策については、「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、過年度からの金融政策及び一連の各種経済政策の効果から、基調としてはおだやかな景気回復が継続しつつも、消費税増税による反動消費減の影響が表れた期間となりました。

かかる経済・経営環境のもと、当社は当期も「中期経営計画」に則って、事業再生を継続して推し進めております。「中期経営計画」の根幹は、地域密着型商圏である住宅・商業立地において、特に店周のミドル・シニア世代の住民に対してサービス付加価値の信頼性を訴求する、差別性の高い「アイケア重視のサービス型店舗モデル」「地域密着型のサービス利便性モデル」への転換であり、「目から元気に！」を基本コンセプトに、単に眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、「眼の健康寿命」に配慮した商品・サービスやアドバイスを提供することで他社との差別化を図り、お客様からの信頼の獲得に努めております。

これは、高齢化社会の進展により、老視（いわゆる老眼）を有する消費者が増加し、また、いわゆるスマートフォンやPCなどビジュアルディスプレイターミナル（VDT）に依存した生活時間が増え、人類史上おそらく最も眼に負担のかかる視環境になっている現状において、老眼の低年齢化が進む中、「眼の健康寿命」によりいっそう留意して眼鏡やコンタクトレンズを使用すべきという考え方に基づくものであります。

加齢による老視人口の増加や眼を酷使せざるを得ない環境の強まりにより、45歳以上の人口は、眼の機能の衰えに対する潜在的な恐れ、及び日常生活における顕在的な支障を感じております。また、予備軍としての35歳以上の人口は、日常生活において眼の負担を感じております。こうした老眼や目の負担に支障や不安を抱えていながら、自分にとって適切な対策を見出しきれていないミドル・シニア層以上の顧客ニーズに的確に対応していくことが弊社の使命と考えております。

当第1四半期累計期間における事業の種類別セグメント業績を示すと次のとおりであります。

眼鏡等小売事業

当第1四半期累計期間においては、前期末の消費税増税の駆け込み需要の反動減を見込み、予算段階から赤字を想定しており、おおむね想定範囲内で推移いたしました。既存店売上前年比で5 - 6月は、客数が反動減によって前年に比べ減少したため、100%水準をわずかながらに割る推移でしたが、7月は、既存比で103.9%と過年度の既存店売上前年比と同様の100%超えトレンドに回帰し、結果として、四半期累計期間を通じた既存店売上前年比は、ほぼ100%で推移しました。一方、粗利額では、5 - 7月を通して、単価や一人当たり粗利額の大幅な向上を図ることができ、四半期累計期間を通して既存店前年比106.8%となり、収益力が大幅に向上しております。結果として、前年

同四半期累計期間に比べて、全店ベースで約1億円経常赤字幅縮小を実現し、7月度においては、各種広告宣伝、販促費の費用対効果を高めたことと相まって償却前営業利益（EBITDA）ベースでは黒字化が実現できました。

かかる業績推移の背景として、当社「中期経営計画」の項目に沿って説明いたします。「中期経営計画」の項目は、下記に整理する通りとなります。

1. ターゲット顧客層の再定義と当社の強みの活用
2. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築
集客のためのマーケティング
顧客化のための店舗サービスの最適化
3. リニューアル
4. 赤字店の閉鎖
5. コスト削減施策
6. 新規出店

1. ターゲット顧客層の再定義と当社の強みの活用

当第1四半期累計期間においては、前述の消費税増税の影響により、5 - 6月において顧客の入店数・買上件数の減少が生じました。しかし、これは一過性のものととらえており、前事業年度より本格展開を開始した45歳以上のミドル・シニア世代向けの「アイケア重視のサービス型店舗モデル」は、市場の約8割を占める視力検査やフィッティングなどの「アイケア」を重視する顧客層に確実に訴求しており、ミドル・シニア世代を改めて主要ターゲットとして再定義した方針に変更はありません。

2. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築

集客のためのマーケティング

前年度下期において、600万人にのぼる顧客データベースが完成したため、当第1四半期累計期間においては、過年度に実施したテレビ広告を主体としたマスマーケティングから、よりダイレクトに顧客に訴求が出来るチラシやDMといったローカルメディアへのシフトの展開を継続しております。

また、のぼりなどの店前訴求量は継続して拡大しており、近隣顧客の確保に必要な訴求量の確保はできていると認識しております。

さらに、直近では、LINE、メールマガジンに加え、コーポレートサイトにおいて年代別ページを導入することで、顧客にとって一層有用な情報提供を図ることができるようになりました。

結果として、当第1四半期入店数は、消費税増税の反動がありながらも、前年比100%を若干上回る水準で推移いたしました。

顧客化のための店舗サービスの最適化

当第1四半期累計期間は、前年度に引き続き、ミドル・シニア層以上の顧客が重視する要素を、サービス・商品の両面でさらに見直し、サービス型店舗モデルとしての強化を図りました。

- ・ 前年度、負担軽減を図るための「MEKARA」ラインを中価格帯に上市したのに対し、高価格帯にハイエンドプレミアムレンズを投入
- ・ よりミドル層や女性層の嗜好にあったデザイン・機能を備えたプライベートブランドラインの拡充
- ・ 一定の保証料を事前に支払えば、白内障手術に伴い必要となるレンズの度数変更に対応するために65歳以上何度でも無料交換を行うシニア向け安心保証パックの導入

45歳以上のミドル・シニア世代向けの「アイケア重視のサービス型店舗モデル」の第2段階として、レンズの完全有料化に踏み切りました（一式セット価格体系からの脱却）。これは、特にシニア層で重視される問診スキルの向上を背景に、顧客に最適なレンズ提案を行うために方針転換を図ったものです。

結果として、客単価は既存店前年比119%超となり、所期の効果を上げられました。粗利単価もこれに伴い大幅に向上しております。

当該サービス型店舗モデルに対する顧客満足度は、前年度にも増して調査の評点が上昇していることから、顧客の支持を裏付ける結果となっております。

結果として、当第1四半期累計期間においては、1件粗利額が増加し、粗利額が前年を超える状況が続きました。

3. リニューアル

前期中に、リニューアルに一定の目途がついたことを受け、資金効率とチェーンとしての成長性に鑑み、新規出店への資金投下を優先的に行うようの方針転換を図りました。今後も、新規出店との最適なバランスを図っていく予定です。

4. 赤字店の閉鎖

赤字店の閉鎖については、前年度中に、大きな課題を抱えていた店舗の閉鎖は完了しましたが、一方で、ここ1年で、立地状況が変わり、新陳代謝が必要となる店舗も出現してまいりました。

現在は、既存店の個々の店舗の売上及び店舗貢献利益の改善状況をにらみながら、必要に応じて、自社競合店の統合、構造的に立地の魅力度が低下した店舗の同一商圏内リロケーション及び遊休スペースの転貸による利益構造の改善を図っております。

第1四半期累計期間においては、先の業績低下が見込まれる店舗21店を改めて特定し、閉鎖を行いました。

5. コスト削減策

主要なコスト項目たる店舗運営費は、地代家賃や販売管理費などを低下させ、売上を上げるために重要な広告宣伝など販売費を増加させつつ四半期単位でのコントロールを図ってまいりました。

結果として、当第1四半期累計期間においては、全社費用は前々年同期比で、約8.2%、前年比で、約4.4%削減しております。

6. 新規出店

新店は、前年度中に計画を超える11店舗がすでにオープンし、当第1四半期累計期間においても3店舗の出店を実行しました。継続して出店物件のパイプラインを拡充させており、「中期経営計画」において想定している平成27年4月期25店舗の実現方針に変更はありません。

結果として、前期末の消費税増税による駆け込み需要の反動減を見込んだ想定のおおむね範囲内で推移し、売上高は3,517百万円（前年同四半期累計期間比6.3%減）、営業損失は461百万円（前年同四半期累計期間は営業損失527百万円）となりました。

通販事業

通販事業につきましては、依然として小規模ではありますが、売上は、第1四半期累計期間において累計で前年比124.5%と想定を上回るペースで売上が拡大しております。

通販事業をウェブ系マーケティング上の取り組み（FACEBOOK、LINE、メールマガジン）などと統合し、人材強化。

自社通販サイトとコーポレートサイトのユーザビリティを向上し、スマホ対応を実現するリニューアルを完了（平成25年12月）。

従来からの自社サイト及び楽天サイトを基盤にAmazonサイトなど業務提携先を拡大。

この結果、売上高は40百万円（前年同四半期累計期間比24.5%増）、営業利益は2百万円（前年同四半期累計期間は営業利益1百万円）となりました。

かかる各事業の営業活動の結果、当事業年度の業績は、売上高は3,557百万円（前年同四半期累計期間比6.0%減）、営業損失は473百万円（前年同四半期累計期間は営業損失536百万円）、経常損失は516百万円（前年同四半期累計期間は経常損失617百万円）、四半期純損失は687百万円（前年同四半期累計期間は当期純損失663百万円）となりました。

また、前掲の通り7月度において償却前営業利益（EBITDA）段階での単月黒字を達成しましたが、当四半期累計期間直後の8月度につきましては、営業・経常利益段階での単月黒字を達成いたしました（未監査。月次決算ベースによる）。詳細は9月12日リリースの「中期経営計画（期間：平成26年4月期～平成29年4月期）における進捗状況と、8月単月黒字化のお知らせ」をご参照ください。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

流動資産は、前事業年度末に比べて779百万円減少し、4,308百万円となりました。これは、主に前事業年度に実行した第三者割当による新株式の発行等により増加した現金及び預金が減少したこと及び不採算店舗の閉鎖に伴い返還される敷金及び保証金を未収入金へ振替計上したこと等により未収入金が152百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて347百万円減少し、7,033百万円となりました。これは、不採算店舗の閉鎖に伴い敷金及び保証金の返還により275百万円及び内装設備を除却したこと等により有形固定資産が65百万円減少したこと等によるものであります。

この結果総資産は、前事業年度に比べて1,127百万円減少し、11,341百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて412百万円減少し、2,694百万円となりました。これは支払手形及び営業外支払手形が決済されたため107百万円、買掛金が160百万円、前事業年度の地方税の納税により未払法人税等が108百万円並びに関係会社短期借入金の返済により関係会社短期借入金が58百万円減少しましたが、1年以内に返済期日が到来する長期借入金を1年内返済予定長期借入金に振替えたため49百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて大きな増減額は無く、9,269百万円となりました。これは退職給付引当金が62百万円増加しましたが、1年以内に返済期日が到来する長期借入金を流動負債に振替えたため49百万円減少したこと等によるものであります。

この結果負債は、前事業年度末に比べて411百万円減少し11,964百万円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べて715百万円減少いたしました。これは、四半期純損失687百万円を計上したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、前事業年度決算において、ライツ・オフリング及び第三者割当による新株予約権の発行・行使、デット・エクイティ・スワップ並びに第三者割当による種類株式の発行等による増資により、債務超過を解消しております。一方、当第1四半期会計期間において、前述の通り、687百万円の四半期純損失を計上しております。当該状況により、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在していると認識し、当該状況を解消すべく、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合及び当社の長期連帯株主である同組合がサービスを提供するファンドから経営支援を受け、引き続き事業再生を推し進めております。

(1) 業績改善トレンド継続による収益構造基盤の安定化

現在、当期（平成27年4月期）通期営業黒字化をめざして業績改善を進めている点は、前述のとおりです。月次ベースでも、7月度における償却前営業利益（EBITDA）段階での単月黒字に続き、8月度につきましては、営業・経常利益段階での単月黒字を達成しており（未監査。月次決算ベースによる）、今後はコストの低下も見込まれることから、着実な業績改善トレンドに入っていると認識しております。

(2) 施策の精度向上

こうした業績改善トレンドの継続は、当社が推進している「アイケア重視のサービス型店舗モデル」「地域密着型のサービス利便性モデル」への転換を基盤とするものです。既存店においては、サービス付加価値の信頼性に支えられた単価の維持・向上と一客当たりの粗利向上が実現できております。施策効果は、店周りにミドル・シニア世代の住民が多く、地域密着型での顧客維持がしやすい住宅立地、商業立地に強く出ており、これを元にした「アイケア重視のサービス型店舗モデル」、「地域密着型のサービス利便性モデル」の可能性を確信し、昨年12月から新規出店も5年ぶりに再開しております。これは、低回転でも回る中高単価・低家賃というモデルであり、低単価で高回転志向を主軸とした大規模商業立地での競合の展開に対して、完全に異なった市場をターゲットとしたものです。すでに過年度11店出店しておりますが、当期中に、さらに、25店追加する計画で、開発業務を進めております。

また、こうした業績改善や取り組みの展開は、すでに他社で再生の実績のある星崎社長が昨年7月以降就任して以来、進捗のスピードが実現しているものであり、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合からも執行に係る人的支援とともに、組織の実行能力の維持・向上は、中期的にも維持可能なものと認識しております。これらを踏まえ、前年度より施策の確度と、実行能力は相当程度向上していると判断しており、より精度の高い業績予想として営業利益段階での黒字転換を予想しております。

(3) 財務の再構築と外部資本調達等、継続的な資本の増強策の検討及び推進

資本の増強策として、8月8日付けリリース「行使価額修正条項付き第8回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ」のとおり、新株予約権による調達を実行中であり、当初行使価額68円を前提として685百万円の調達を見込んでおります。

これらにより、当社は、「中期経営計画」に基づき、業界トッププレイヤーの水準を目指した高収益体質への転換を確実に図っているところは不変であり、また、上記資本増強策等により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	1,000
A種劣後株式	110,000,000
B種劣後株式	100,000,000
計	460,001,801

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年7月31日)	提出日現在 発行数(株)(注8) (平成26年9月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	55,562,425	56,862,425	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800		単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1		単元株式数は1株であります。 (注2・4)
C種優先株式 (注1)	320	320		単元株式数は1株であります。 (注2・5)
A種劣後株式 (注1)	30,318,181	30,318,181		単元株式数は100株であります。 (注2・6)
B種劣後株式 (注1)	69,498,039	69,498,039		単元株式数は100株であります。 (注2・7)
計	155,379,766	156,679,766		

(注1) B種優先株式、C種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、C種優先株式、A種劣後株式、B種劣後株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5、6、7に記載のとおりです。

(2)所有者との間の取決めの内容

権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、C種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5、6、7に記載のとおりです。

売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、C種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあり、A種劣後株式及びB種劣後株式については、所有者との間の取決めはありません。

詳細は以下(注)4、5、6、7に記載のとおりです。

(注3) A種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先株式登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先株式登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先株式登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成26年5月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。

(6) A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年8月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得比率

取得比率は、当初、274,400とする。

なお、平成26年4月25日以降、取得比率は604,000に調整されている。

(3) 取得比率の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種優先株式）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種優先株式）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行若しくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式(B種優先株式)を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日(特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式(B種優先株式)の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。
取得比率調整式(B種優先株式)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。))のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式(B種優先株式)で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式(B種優先株式)で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) C種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める算式（以下「C種優先配当金算定式」という。）により算出された額（以下「C種優先配当基準金額」という。）に0.07を乗じた額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。以下「C種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。）（ただし、C種優先株式の発行日の属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当金については、C種優先株式1株につき、C種優先配当金額をC種優先株式の発行日からC種優先株式の発行日の属する事業年度の末日まで（C種優先株式の発行日及び末日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。）を行う。C種優先株式配当金算定式において使用する基準時価は、下記「(6) C種優先株式の金銭対価の取得条項」に記載の基準時価をいう。

$$\begin{array}{l} \text{C種優先株式} \\ \text{当基準金額} \end{array} = 2,500,000 \text{円} - \frac{\text{C種優先株式の発行日においてB種優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の株式数}}{100} \times \begin{array}{l} \text{C種優先株式} \\ \text{の発行日における有効な基準時価} \end{array}$$

(2) 累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「C種優先株式累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先配当金の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにC種優先配当金の支払に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

(7) C種優先株式の金銭対価の取得請求権

C種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。）又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該事業年度末日から10ヶ月を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。）に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額（以下「C種優先株式取得限度額」という。）を限度として当社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、C種優先株式取得請求日に、C種優先株主に対して、取得するC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付する。ただし、C種優先株式取得限度額を超えてC種優先株主から本項に基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、取得請求が行われたC種優先株式の数に応じた按分比例（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) C種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要する。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注6) A種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

A種劣後株式を有する株主（以下「A種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株式質権者（以下「A種劣後登録株式質権者」という。）及びB種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）又はB種劣後株式の登録株式質権者（以下「B種劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びB種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

A種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

A種劣後株主は、平成25年9月30日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

当初取得比率

取得比率は、当初、1.0とする。

なお、平成26年4月25日以降、取得比率は2.201に調整されている。

取得比率の調整

- (a) 当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（A種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（A種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行若しくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式(A種)を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日54以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日(特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得比率調整式(A種)の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

取得比率調整式(A種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式(A種)で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式(A種)で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d)の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注7) B種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

B種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者及びB種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額(ただし前項に従い分配した残余財産分配額を除く。)及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

B種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) B種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日の1年後の日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降いつでも、当社に対して、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種劣後株主が取得の請求をしたB種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

当初取得比率

取得比率は、当初、1.0とする。

なお、平成26年4月25日以降、取得比率は1.066に調整されている。

取得比率の調整

- (a) 当社は、B種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式(B種)」という。)により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (b) 取得比率調整式(B種)により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、本項(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)に定める証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)に定める新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割等を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項(c)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行若しくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式(B種)を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日(特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式(B種)の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

取得比率調整式(B種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d) の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注8) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年5月1日～ 平成26年7月31日	320	155,379,766	400,000	2,468,455	400,000	2,418,455

(注) 平成26年4月21日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議し、平成26年5月6日に払込が完了し、C種優先株式を320株発行し、資本金及び資本準備金がそれぞれ400,000千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 103,100		(注)
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,537,100 A種劣後株式 30,317,900 B種劣後株式 69,497,800	554,371 303,179 694,978	(注)
単元未満株式	普通株式 22,225 A種劣後株式 281 B種劣後株式 239		
発行済株式総数	155,379,446		
総株主の議決権		1,552,528	

(注) 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、種類株式の内容については、1.株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式 に記載しております。

【自己株式等】

平成26年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町4- 2-39	103,100		103,100	0.07
計		103,100		103,100	0.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年5月1日から平成26年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年5月1日から平成26年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成26年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,701,889	791,145
売掛金	462,900	460,429
商品	2,487,660	2,458,579
貯蔵品	34,578	36,508
前渡金	5,642	15,529
前払費用	326,525	328,610
未収入金	52,249	204,700
その他	16,728	13,470
貸倒引当金	624	908
流動資産合計	5,087,550	4,308,064
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,728,214	5,518,634
減価償却累計額	4,358,617	4,251,247
建物(純額)	1,369,596	1,267,386
構築物	771,468	766,511
減価償却累計額	600,257	604,039
構築物(純額)	171,210	162,471
車両運搬具	18,915	18,915
減価償却累計額	18,433	18,452
車両運搬具(純額)	482	463
工具、器具及び備品	2,246,643	2,228,294
減価償却累計額	2,122,734	2,107,333
工具、器具及び備品(純額)	123,909	120,960
土地	1,185,114	1,185,114
建設仮勘定	2,730	51,502
有形固定資産合計	2,853,043	2,787,900
無形固定資産		
商標権	14,112	14,864
ソフトウェア	129,439	127,259
電話加入権	35,475	35,475
その他	5,227	5,227
無形固定資産合計	184,254	182,826
投資その他の資産		
投資有価証券	36,962	38,000
関係会社株式	354	354
出資金	929	929
長期前払費用	116,514	109,691
長期未収入金	129,693	130,293
敷金及び保証金	4,120,521	3,845,282
その他	28,650	27,790
貸倒引当金	89,149	89,149
投資その他の資産合計	4,344,476	4,063,191
固定資産合計	7,381,775	7,033,918
資産合計	12,469,325	11,341,983

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成26年7月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	902,095	823,982
営業外支払手形	131,957	102,185
買掛金	962,661	802,024
関係会社短期借入金	58,117	-
1年内返済予定の長期借入金	-	49,269
未払金	202,834	167,056
未払費用	557,847	475,519
未払法人税等	150,998	42,172
前受金	117,461	150,057
預り金	17,356	17,347
前受収益	1,860	2,273
その他	3,541	62,798
流動負債合計	3,106,731	2,694,688
固定負債		
長期借入金	7,896,443	7,847,174
退職給付引当金	1,198,298	1,260,700
長期預り保証金	50,057	48,537
その他	123,998	112,946
固定負債合計	9,268,799	9,269,359
負債合計	12,375,530	11,964,048
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,068,455	2,468,455
新株式申込証拠金	800,000	-
資本剰余金		
資本準備金	2,018,455	2,418,455
その他資本剰余金	188,306	188,306
資本剰余金合計	2,206,761	2,606,761
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,920,207	5,636,728
利益剰余金合計	4,920,207	5,636,728
自己株式	66,823	66,825
株主資本合計	88,184	628,338
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,609	6,273
評価・換算差額等合計	5,609	6,273
純資産合計	93,794	622,064
負債純資産合計	12,469,325	11,341,983

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年5月1日 至平成26年7月31日)
売上高	3,784,692	3,557,574
売上原価	1,346,101	1,186,245
売上総利益	2,438,591	2,371,328
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	830,843	777,962
退職給付費用	45,396	47,117
地代家賃	776,212	728,462
その他	1,323,045	1,291,085
販売費及び一般管理費合計	2,975,498	2,844,627
営業損失()	536,906	473,299
営業外収益		
受取利息	684	567
受取配当金	204	237
集中加工室管理収入	14,639	12,774
その他	7,482	3,557
営業外収益合計	23,011	17,136
営業外費用		
支払利息	54,703	24,438
地代家賃	7,916	17,852
株式交付費	-	9,448
新株予約権発行費	39,177	619
その他	2,015	8,433
営業外費用合計	103,812	60,792
経常損失()	617,707	516,954
特別利益		
固定資産売却益	1,941	-
店舗構造改革費用戻入益	9,352	-
ゴルフ会員権売却益	-	1,200
特別利益合計	11,294	1,200
特別損失		
固定資産除却損	20,240	54,883
店舗構造改革費用	-	88,156
事業構造改革費用	5,365	-
店舗閉鎖損失	3,234	-
その他	-	184
特別損失合計	28,840	143,225
税引前四半期純損失()	635,253	658,980
法人税、住民税及び事業税	28,009	28,155
法人税等合計	28,009	28,155
四半期純損失()	663,262	687,135

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期会計期間の期首の退職給付引当金が29,386千円増加し、利益剰余金が29,386千円減少しております。この変更による当第1四半期累計期間の営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日)
減価償却費	57,002千円	66,778千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年5月20日開催の取締役会において、ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行うことを決議し、平成25年5月30日を株主確定日として新株予約権の発行をいたしました。

そして平成25年7月8日から平成25年7月29日までの行使期間中に、本新株予約権が行使されております。

この結果、当第1四半期累計期間において、資本金が452,679千円、資本準備金が452,679千円増加し、当第1四半期会計期間末において、資本金が502,679千円、資本準備金が452,679千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成26年5月6日付で、第三者割当によるC種優先株式の発行を行なった事により、当第1四半期累計期間において資本金が400,000千円、資本準備金が400,000千円増加し、新株式申込証拠金が800,000千円減少いたしました。

その結果、当第1四半期会計期間末において資本金が2,468,455千円、資本準備金が2,418,455千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ 前第1四半期累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,752,414	32,278	3,784,692		3,784,692
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,752,414	32,278	3,784,692		3,784,692
セグメント利益又は損失()	527,718	1,231	526,486	10,419	536,906

(注1) セグメント利益又は損失の調整額 10,419千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,517,395	40,178	3,557,574		3,557,574
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,517,395	40,178	3,557,574		3,557,574
セグメント利益又は損失()	461,829	2,450	459,379	13,920	473,299

(注1) セグメント利益又は損失の調整額 13,920千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年5月1日 至平成26年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	33円35銭	12円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	663,262	687,135
普通株主に帰属しない金額(千円)	4,375	4,375
(うち優先配当金)(千円)	(4,375)	(4,375)
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	667,637	691,510
普通株式の期中平均株式数(株)	20,019,983	55,459,191
普通株式増加数(株)	16,490,483	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1.新株予約権の発行

当社は、平成26年8月8日開催の取締役会において、第三者割当により行使価額修正条項付き第8回新株予約権を発行することについて決議し、平成26年8月25日に払込が完了しております。

なお、募集の概要は以下のとおりとなります。

(1) 割当日

平成26年8月25日

(2) 新株予約権の総数

100,000個

(3) 発行価額

総額5,300,000円(本新株予約権1個につき53円)

(4) 当該発行による潜在株式数(普通株式)

10,000,000株

(5) 資金調達の額

685,300,000円(当初行使価額68円で全て行使された場合)

(6) 募集又は割当て方法

マッコリー・バンク・リミテッドに対する第三者割当の方法

(7) 行使価額及び行使価額の修正条項

行使価額は、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の少数第3位の端数を切り上げた金額に修正されます。ただし、かかる修正後の金額が下限行使価額(36円)を下回る場合、行使価額は下限行使価額(36円)に修正されます。

(8) 行使ができる期間

平成26年8月25日から平成28年8月24日

2.新株予約権の権利行使

平成26年8月25日から平成26年9月12日までの間に、行使価額修正条項付き第8回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は、以下のとおりであります。

発行された株式の種類及び株式数	普通株式	1,800,000株
発行総額		95,760千円
発行総額のうち資本金へ組み入れた額		48,357千円

これにより、平成26年9月12日現在、発行済株式総数(普通株式) 57,362,425株となり、資本金は58,357千円、資本準備金は193,365千円となっております。

3.資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、平成26年7月24日開催の第38期定時株主総会において資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分が承認可決され平成26年9月1日に効力が発生しております。

(1) 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、今般、事業再生の一環として、欠損の補填を図り、分配可能額を確保及び充実させ、もって、今後の経営の機動性や自由度を確保するための資本政策に備えるとともに、今後の効率的でかつ柔軟な企業財務の運営体制の確立を目的として、資本金及び資本準備金の額を減少させて、その他資本剰余金を増加させ、また、増加したその他資本剰余金を振替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を補填することといたしました。

(2) 減少する資本金及び準備金の額

前事業年度末の資本金の額2,068,455千円に加えて、第三者割当による新株式の発行に伴う資本金の増加額400,000千円の合計額2,468,455千円から、2,458,455千円を減少させ、減少後の資本金の額を、10,000千円といたしました。また、前事業年度末の資本準備金の額2,018,455千円に加えて、資本金と同様に第三者割当による新株式の発行に伴う資本準備金の増加額400,000千円の合計額2,418,455千円から、2,273,446千円を減少いたしました。

(3) 剰余金の処分

前事業年度末のその他資本剰余金の額188,306千円に、資本金及び資本準備金の減少により増加するその他剰余金の額4,731,901千円を加えた合計4,920,207千円の全額を、繰越利益剰余金に振替えることにより、繰越利益剰余金の欠損の補填を行ないました。これに伴い、その他資本剰余金は、0円となっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年9月12日

株式会社メガネスーパー
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第39期事業年度の第1四半期会計期間(平成26年5月1日から平成26年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年5月1日から平成26年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成26年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は平成26年8月8日開催の取締役会において、第三者割当により行使価額修正条項付き第8回新株予約権を発行することについて決議し、平成26年8月25日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象2に記載されているとおり、平成26年8月25日から平成26年9月12日までの間に、行使価額修正条項付き第8回新株予約権の一部について権利行使が行われている。
3. 重要な後発事象3に記載されているとおり、会社は平成26年7月24日開催の定時株主総会において、資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分が承認可決され、平成26年9月1日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。